

モニタリングマニュアル改正の概要

■ 個別評価の評価基準を変更

- 個別評価のC評価を非常に重い評価とするため評価基準を変更
- 個別評価のB評価を「B+」「B」「B-」に細分化

	改正後	改正前
A A (優良)	・業務仕様書等の内容を遵守し、その内容より優れた管理内容である。	業務仕様書等を遵守し、その水準より優れた管理内容である。
A (良好)	・業務仕様書等の内容を遵守した管理内容である。	業務仕様書等を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容である。
B + (良好(一部課題あり))	・業務仕様書等の内容を概ね遵守しているが、一部課題とすべき項目がある。 ・当該課題について指定管理者において解決に向けて取り組んでいる。	業務仕様書等を遵守しているが、管理内容の一部に課題がある。
B (良好(一部課題あり))	・業務仕様書等の内容を概ね遵守しているが、一部課題とすべき項目がある。 ・当該課題について指定管理者において解決に向けた取り組みに具体性が乏しい。	
B - (良好(一部課題あり))	・業務仕様書等の内容を概ね遵守しているが、一部課題とすべき項目がある。 ・当該課題について指定管理者において解決に向けた取り組みに着手出来ていない。	
C (要改善)	・業務仕様書等を遵守しておらず、今後も適切な管理運営業務が見込めない。	業務仕様書等を遵守しておらず、改善の必要な管理内容である。

■ 年間評価を追加

財務状況や法人等の経営分析指標など年間を通じた評価が妥当な場合があるため、半期毎の評価に加えて、年間を通しての評価を追加

■ 個別評価が「B+」以下(一部課題とすべき事項がある。)については、課題解決に向けた取組みの進捗状況が把握できるよう評価個票の様式を変更

■ この改正は、平成 23 年度評価から適用